

制定 2008年5月14日

(総則)

第1条 この運用内規は、同志社大学学則第15条ただし書の規定に基づき、同志社大学政策学部に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと（以下、「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 政策学部では、早期卒業制度を大学院総合政策科学研究科との連携教育システムに位置づけ、優れた才能を一層伸長できると期待できる学生を早期に総合政策科学研究科へ進学させる制度として運用するものとする。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業を希望し、その認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 3年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。
- (2) 前号の卒業に必要な修得単位に対する成績評価の総合平均点（以下「GPA」という。）が3.0以上であること。
- (3) 本学総合政策科学研究科の入学試験を受験し、合格した者。
- (4) 所属する演習担当教員からの推薦状がある者。

(早期卒業希望登録、早期卒業候補者の決定および指導)

第4条 早期卒業を希望する者は、別に定める要領ならびに期日までに、早期卒業希望登録を行わなければならない。

2 早期卒業希望登録を行った者が、2年次終了時において、次に掲げる要件を満たす場合、当該登録を行った者を早期卒業候補者とする。

卒業に必要な所定の授業科目の修得単位数に算入可能な単位として、80単位以上を修得し、かつ、当該修得単位数に対するGPAが3.0以上であること。

3 本条第1項の登録を行おうとする者は、保証人の早期卒業同意書を政策学部長に届け出なければならない。

4 本条第1項の登録を行った者は、登録後、所属する演習担当教員に学業の進捗状況を随時報告し、適切な履修指導を受けなければならない。

5 早期卒業候補者であって、第3条の早期卒業要件を満たす見込みの者は、本学総合政策科学研究科の入学試験を受験しなければならない。

(早期卒業登録の対象者)

第5条 転入、編入、転学部、再入学、および入学後に休学した者は、早期卒業の希望登録を認めない。

(早期卒業希望登録の取消し)

第6条 早期卒業希望登録の取消しは、原則として認めない。

(早期卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は3年次の3月とする。

(内規の改廃)

この細則は、2008年4月1日から施行し、2008年度入学者から適用する。